

入札に関する注意事項

1. 入札書について

- ①本案件は複数単価契約であることから、車両運行費、利用実績管理業務費それぞれの1回当たりの単価を入札書に記載し、各入札金額（単価）に予定数量を乗じて得た金額及びその合計（以下「予定総額」という。）を記載すること。
- ②入札書の入札金額（単価）は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額（小数点以下の端数は切り捨てとする。）を記載すること。
- ③入札書の各入札金額（単価）と予定総額に誤りがある場合は、この入札を無効とする。

2. 入札回数

原則として1回とする。

3. 落札者の決定

- ①開札の結果、入札金額（単価）のすべてが予定価格（単価）の制限の範囲内であるもののうち、予定総額が最低価格であり、かつ、有効である入札書を提出したもの（以下「落札候補者」という。）があるときは、落札候補者の入札額、業者名を公表の上、落札の決定を保留し、入札を終了する。なお、このうち、予定総額が同価格のものが2人以上あるときは、開札後、直ちにくじ引きにより落札候補者を決定する。
- ②開札後、落札候補者の競争参加資格確認申請書等について審査し、競争参加資格を有していることを確認した場合には、当該落札候補者を落札者とし、競争参加資格を有していないことを確認した場合には、入札金額（単価）のすべてが予定価格（単価）の制限の範囲内であり、有効である入札書を提出した他の者のうち、最低の予定総額をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。ただし、次順位者が競争参加資格を有していないことを確認した場合には、順に同様の手続きを行う。

4. 契約金額について

3. に従って決定した、車両運行業務費、利用実績管理業務費の1回当たりの単価に消費税相当額10%を乗じて得られた額（小数点以下の端数は切り捨てとする）を契約金額とする。

5. 請求について

4. に定められた車両運行業務費に係る契約単価（消費税込）に運行回数を乗じて得た額と、利用実績管理業務費（消費税込）に係る契約単価に報告数を乗じて得た金額との合計金額とする。

6. その他

- ①この注意事項に定めのない事項については、大分市物品等供給契約に係る一般競争入札実施要領（平成20年6月1日施行）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。